

(証券コード：4369)
平成29年4月7日

株 主 各 位

山梨県上野原市上野原8154番地217
株式会社トリケミカル研究所
代表取締役社長 太附 聖

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年4月26日（水曜日）午後4時30分までに折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階 「宴の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第39期（平成28年2月1日から平成29年1月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.trichemical.com>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年2月1日)
(至 平成29年1月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の伸び悩みはあったものの、個人所得や雇用の環境は堅調に推移し、緩やかな回復基調にありました。しかしながら、一方では円相場、株式相場は不安定に推移し、企業収益には一部減速感も見られる状況にありました。さらに米国の大統領選挙等、世界の政治状況の大幅な変化や、英国のEU離脱問題、新興諸国の成長の鈍化により、国内・海外の経済の今後の先行きには不透明感を感じさせる状況となっております。

当社の主要な販売先である半導体業界におきましては、スマートフォンの高機能化やデータセンター等に向けた需要が伸長したため、年間を通じて堅調に推移するとともに、年の後半にかけては先端技術に向けての設備投資も着実に進められている状況にありましたが、太陽電池業界におきましては、日本を含む世界各国で買取価格の低減や買取制度の中止、太陽光発電の適地の減少を受け、一部には大幅に生産量を下げる動きも出てきております。

当社といたしましては、このような状況のもと、販売面では東アジア地域を中心とした半導体向け材料の拡販に注力するため、海外拠点の見直しを行いました。また、主に最先端半導体に向けた化学材料の生産設備への投資を中心に、製造・販売・開発が一丸となって企業としての体質強化に取り組み、国内外を問わず新規顧客や、ここ数年成長を続けている最先端半導体向けの新規材料等を中心に事業の拡大を図ってまいりました。

一方、利益面に関しましても、製造設備の増設に伴い、既存工程の再度の見直しを行う等、生産の効率化や全社的な合理化施策等を積極的に推し進めることにより、各部門で連携を保ちながら収益の更なる向上を図ってまいりました。

その結果、売上高は5,469,985千円（前年同期比10.4%増）となり、営業利益は976,987千円（同35.4%増）、経常利益は975,492千円（同40.7%増）となりました。また、投資有価証券売却益の特別利益計上により税引前当期純利益が1,118,350千円（同61.3%増）となり、当期純利益は767,305千円（同62.1%増）となりました。

なお、当社の事業は、半導体等製造用高純度化学化合物事業並びにこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は851,441千円であり、その主なものは、上野原第二工場新棟建設、製造装置及び製品出荷用容器等であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、高付加価値のウルトラファインケミカルサプライヤーとして最先端テクノロジーの発展に貢献すべく、中長期的な成長・拡大路線の維持、また、厳しい経営環境下においても耐える市場競争力の維持に向けた諸施策として、以下の事項を経営戦略の基本方針とした事業展開を行い、継続的成長の達成を目指すとともに企業価値の最大化に努めてまいります。

まず、開発・製造部門と販売部門との連携をより深め、業務改革を推進してまいります。また、優秀な人材の確保や新規の設備投資、改良を推し進めることで積極的に全社的な能力増強を図り、さらなる業容の拡充と生産効率の向上に努めてまいります。

次に、販売面におきましては、関係会社等グループ全体でのシナジーを強化し、海外、特に台湾や韓国に向けた新規商権の獲得を目指し、事業の効率化や、安定した拡大成長路線の継続を図ってまいります。

最後に、継続的な海外進出や設備増強等を可能とすべく、財務体質の健全化を推し進め、強固な経営基盤の構築に努めてまいります。

今後も業績の向上に努め、株主各位のご期待に添う所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第36期 (平成26年1月期)	第37期 (平成27年1月期)	第38期 (平成28年1月期)	第39期 (平成29年1月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	3,361,609	4,103,274	4,956,758	5,469,985
経 常 利 益 (千円)	53,012	426,089	693,539	975,492
当 期 純 利 益 (千円)	67,529	360,671	473,220	767,305
1株当たり当期純利益 (円)	9.40	49.45	61.77	98.30
総 資 産 (千円)	4,193,043	5,245,019	5,991,684	7,055,179
純 資 産 (千円)	2,496,960	2,911,264	3,375,239	4,071,154
1株当たり純資産額 (円)	344.93	384.17	433.83	521.14

(注) 1株当たり当期純利益は、普通株式の期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、普通株式の期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株)エッチ・ビー・アール	30,000千円	49.0%	臭化水素の製造・販売
SK Tri Chem Co., Ltd.	10,000百万韓国ウォン	35.0%	高純度化学薬品の開発、製造及び販売

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、Si半導体用、太陽電池用並びに光ファイバー用高純度化学化合物の開発、製造及び販売を主な事業としております。

(8) 主要な事業所

本社、工場	山梨県上野原市
上野原第二工場	山梨県上野原市
関西営業所	大阪府吹田市
台湾支店	台湾新竹縣竹北市
韓国事務所	大韓民国城南市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
130名	9名増	36.3歳	10.0年

(注) パート16名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
(株) 山梨中央銀行	834,130
(株) 三菱東京UFJ銀行	353,384
(株) 商工組合中央金庫	352,170
(株) 日本政策金融公庫	281,950
(株) みずほ銀行	245,378

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 27,240,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,812,087株 (自己株式73株を除く。)
- (3) 株主総数 2,620名
- (4) 大株主

株主名	所 (持	有 株	株 比	式 数 率)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)		1,343,100		17.19
竹中 潤 平		1,040,460		13.31
斎藤 隆		508,910		6.51
(株) 山梨中央銀行		350,000		4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)		319,900		4.09
トリケミカル研究所従業員持株会		263,600		3.37
資産管理サービス信託銀行(株) (証券投資信託口)		222,200		2.84
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)		201,000		2.57
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)		144,400		1.84
木曾 幸 一		144,200		1.84

(注) 持株比率は、自己株式(73株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹中潤平	取締役会長（代表取締役）	
太附聖	取締役社長（代表取締役）	
菅原久勝	専務取締役	
柴田雅仁	取締役	(株)エッチ・ビー・アール 代表取締役社長
神毅	取締役	
木曾幸一	常勤監査役	
梅澤宣喜	監査役	
萩原道明	監査役	
太田周二	監査役	太田周二公認会計士事務所 所長

- (注) 1 取締役 神毅氏は、社外取締役であります。なお同氏は(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 2 監査役 梅澤宣喜、萩原道明、太田周二の各氏は、社外監査役であります。なお各氏は(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 3 監査役 梅澤宣喜氏は長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査役 太田周二氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 取締役 斎藤隆氏は、平成28年4月27日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
- 6 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりです。

(氏名)	(辞任時の地位及び担当)	(辞任年月日)
砂越 豊	取締役（常務取締役）	平成28年9月30日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役と会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	99,622千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	23,400千円 (7,740千円)
合 計	11名	123,022千円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役太田周二氏は太田周二公認会計士事務所所長であります。当社との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役神毅氏は就任以来開催された取締役会15回のすべてに出席し、議案審議等につき主に弁護士としての専門的な見地から適宜質問を行うとともに意見を述べております。

監査役梅澤宣喜氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に財務及び会計に関する豊富な経験から意見を述べております。

監査役萩原道明氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、様々な業務経験、見識に基づいた意見を述べております。

監査役太田周二氏は当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士として得た専門的見地から意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 19,100千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,100千円 |

- (注) 1 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会では、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任できるものとしております。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制にかかる規定を役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役をその責任者として管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員・従業員への教育等を行う。

内部監査室は、管理部と連携し、コンプライアンスの状況について監査する。

これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

さらに、役員・従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに管理部、常勤監査役又は顧問弁護士等に通報（匿名も可）、報告する体制を構築する。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わない。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、管理部において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理する。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命する。

内部監査室は、各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築する。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ・ 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督等を行う。
- ・ 月例の取締役及び部門長をメンバーとした経営戦略会議において年1回将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定し、取締役会の承認を得るものとする。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。
- ・ 当社の基幹システムを活用し、月次、四半期業績管理を実施する。
- ・ 取締役会及び経営戦略会議による月次業績のレビューと改善策の立案、実施をする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

今後、当社が子会社を設立等した場合、子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のためのスタッフを任命できるものとする。

また、監査役は内部監査室長及びその所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加えて当社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会・管理部への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

また、会社は監査役及び監査役会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならない。

⑧監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査役職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

⑨その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施する。また、監査役会に対して、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証する。

なお、監査役は当社の会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図る。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社では、上記で掲げた体制及び方針に基づいた社内体制を整備するほか、以下のような運用を行い、業務の適正性の確保に取り組んでおります。

①コンプライアンスに対する取り組み

法令等の改正状況やそれに伴う社内規程の改訂等を中心に、社内における説明会の開催、社内イントラネットへの周知等を行いました。さらに月に1度、全社員を対象に経営サイドからの情報の発信を行うとともに、会社方針の伝達を行っております。

また、内部監査におきましても、法令及び規程の遵守状況を重点的にチェックするとともに、会社の社会的責任の観点からも業務対応がなされているかの確認を行っております。

②財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、内部監査室は「財務報告に係る内部統制の整備・運用評価の基本計画書」を作成し、取締役会に報告するとともに、同計画書に基づいた監査、及び必要に応じたウォークスルー等を行い、財務報告に係る信頼性の向上を図るとともに社内への周知に努めております。

③リスクマネジメントに対する取り組み

取締役会において、企業経営に重大な影響を与え得るリスクの検討と選定を行い、文書化して共有するとともに必要に応じ対策を講じ、その実施を確認するとともに、安全、衛生、品質面等の状況を中心に必要に応じて全社員に伝達しております。

また、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体はセキュリティの確保されている場所に適切に保存しております。なお、社内業務コンピュータシステムの運用に対する内部監査を実施し、安全かつ適切に管理されていることを確認しております。

④監査役会監査の実効性の確保に対する取り組み

監査役は取締役会に出席するとともに、必要に応じ使用人からも当社の経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については報告を受けております。また、円滑な監査のため、取締役会決議事項に関する資料については事前の配付を行っております。

監査役は代表取締役、会計監査人、内部監査室と定期又は不定期に会議等をもっており、より広範にわたり社内の業務遂行状況についての情報共有を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,041,226	流動負債	1,903,155
現金及び預金	1,495,821	買掛金	292,309
受取手形	126,291	短期借入金	580,000
電子記録債権	494,306	1年内返済予定の長期借入金	450,178
売掛金	1,183,912	リース債	1,858
商品及び製品	12,174	未払金	236,017
仕掛品	260,869	未払費用	42,662
原材料及び貯蔵品	394,054	未払法人税等	204,559
前払費用	19,492	前受金	10,864
繰延税金資産	33,061	預り金	16,864
その他の	21,242	賞与引当金	45,932
固定資産	3,013,953	その他の	21,909
有形固定資産	2,635,537	固定負債	1,080,869
建築物	736,972	長期借入金	1,036,834
構築物	69,334	リース債	3,352
機械及び装置	815,398	退職給付引当金	40,682
車両運搬具	1,316	負債合計	2,984,024
工具、器具及び備品	338,219	(純資産の部)	
土地	608,641	株主資本	4,065,668
リース資産	4,771	資本金	808,912
建設仮勘定	60,883	資本剰余金	709,912
無形固定資産	4,015	資本準備金	709,912
ソフトウェア	1,106	利益剰余金	2,546,861
その他の	2,908	利益準備金	5,194
投資その他の資産	374,400	その他利益剰余金	2,541,667
投資有価証券	19,875	繰越利益剰余金	2,541,667
関係会社株式	340,299	自己株式	△18
繰延税金資産	11,727	評価・換算差額等	5,486
その他の	2,498	その他有価証券評価差額金	5,486
資産合計	7,055,179	純資産合計	4,071,154
		負債純資産合計	7,055,179

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 2月 1日)
(至 平成29年 1月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,469,985
売 上 原 価		
製 品 期 首 た な 卸 高	8,840	
当 期 製 品 製 造 原 価	3,299,943	
合 計	3,308,784	
製 品 期 末 た な 卸 高	12,174	3,296,609
売 上 総 利 益		2,173,375
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,196,387
営 業 利 益		976,987
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	73	
受 取 配 当 金	340	
受 取 手 数 料	4,983	
為 替 差 益	3,621	
そ の 他	2,706	11,724
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,574	
そ の 他	646	13,220
経 常 利 益		975,492
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	142,858	142,858
税 引 前 当 期 純 利 益		1,118,350
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	319,173	
法 人 税 等 調 整 額	31,871	351,045
当 期 純 利 益		767,305

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 2月 1日)
(至 平成29年 1月 31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	805,392	706,392	5,194	1,852,162	1,857,356
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	3,520	3,520			
剰 余 金 の 配 当				△77,800	△77,800
当 期 純 利 益				767,305	767,305
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	3,520	3,520	—	689,504	689,504
当 期 末 残 高	808,912	709,912	5,194	2,541,667	2,546,861

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△18	3,369,123	6,115	3,375,239
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		7,040		7,040
剰 余 金 の 配 当		△77,800		△77,800
当 期 純 利 益		767,305		767,305
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△629	△629
当 期 変 動 額 合 計	—	696,544	△629	695,915
当 期 末 残 高	△18	4,065,668	5,486	4,071,154

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、貯蔵品の容器は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間の均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～38年

構築物 10～40年

機械及び装置 5～8年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上はありません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	239,015千円
土地	299,581千円
計	538,596千円

担保付債務は次のとおりであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	350,000千円
------------------------	-----------

2 有形固定資産の減価償却累計額 2,437,633千円

3 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額 73,823千円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期金銭債権	4,014千円
短期金銭債務	2,246千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（支出分）	41,146千円
営業取引以外の取引（収入分）	4,983千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,780,160	32,000	—	7,812,160

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による増加 32,000株

2 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 73株

3 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年4月27日 定時株主総会	普通株式	77,800	10	平成28年1月31日	平成28年4月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	124,993	16	平成29年1月31日	平成29年4月28日

4 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産

賞与引当金	16,006千円
たな卸資産評価損	13,414千円
法人事業税	13,397千円
その他	3,658千円
小計	46,475千円
評価性引当額	△13,414千円
合計	33,061千円

(2) 固定資産

投資有価証券評価損	1,284千円
退職給付引当金	12,253千円
小計	13,538千円
評価性引当額	△1,284千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△526千円
合計	11,727千円
繰延税金資産合計	44,788千円

(繰延税金負債)

固定負債

投資有価証券評価差額金	526千円
繰延税金資産（固定）との相殺	△526千円
繰延税金負債合計	一千円
差引：繰延税金資産の純額	44,788千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年2月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の31.72%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年2月1日から平成31年1月31日までのものは30.35%、平成31年2月1日以降のものについては30.12%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。また、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は為替の変動リスクにも晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の与信管理規程等に従い、毎月、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、信用状況を把握するとともに主要な取引先の状況を定期的に調査し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成29年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,495,821	1,495,821	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,310,203	1,310,203	—
(3) 電子記録債権	494,306	494,306	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	19,875	19,875	—
資産計	3,320,207	3,320,207	—
(5) 短期借入金	580,000	580,000	—
(6) 長期借入金(※)	1,487,012	1,485,325	△1,686
負債計	2,067,012	2,065,325	△1,686

(※) 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	340,299

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、注記対象には含めておりません。

持分法損益等に関する注記

1 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

2 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万韓国 ウォン)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	SK Tri Chem Co., Ltd.	大韓民国 世宗特別 自治市	10,000	高純度化学 薬品の開発 、製造及び 販売	(所有) 直接 35.0	当社製品の 販売 役員の兼任	出資の引受 (注)	325,599	—	—

(注) 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1	1株当たり純資産額	521円 14銭
2	1株当たり当期純利益	98円 30銭

重要な後発事象に関する注記

1 子会社の設立

当社は、平成28年11月15日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり子会社を設立いたしました。

(1) 子会社設立の目的

当社は半導体、太陽電池、光ファイバー等に向けて高純度化学材料を開発、製造、販売しておりますが、当社の主要な販売先である半導体業界において、台湾は世界有数の生産拠点であるとともに、当社製品の主要なユーザーも数多く存在しております。

当社では台湾での販売拠点として既に現地に支店を設立しておりますが、今後より密接かつ迅速に顧客のニーズに対応していくため、将来的な生産拠点の設立を視野に入れ、台湾に子会社を設立いたしました。

(2) 子会社の概要

- ① 商号 三化電子材料股份有限公司
- ② 代表者 太附 聖
- ③ 本店所在地 中華民国(台湾)新竹縣竹北市
- ④ 設立年月日 2017年3月15日
- ⑤ 資本金 10百万台湾ドル
- ⑥ 決算期 1月末日
- ⑦ 出資比率 当社100%

2 関連会社の増資

当社は、平成29年2月28日開催の取締役会において、関連会社であるSK Tri Chem Co., Ltd.が増資を行い、その35%を当社が引き受けることを決議いたしました。

(1) 増資の目的

設備投資及び財務基盤強化

(2) 増資の内容

- ① 増資額 15,000百万韓国ウォン（予定）
- ② 払込期日 2017年3月（予定）
- ③ 増資割合 当社35% SK Materials Co., Ltd.65%

(3) 増資する関連会社の概要

- ① 商号 SK Tri Chem Co., Ltd.
- ② 代表者 イム ミンギュ
- ③ 本店所在地 大韓民国世宗特別自治市
- ④ 設立年月日 2016年7月27日
- ⑤ 資本金等 増資前 10,000百万韓国ウォン
増資後 25,000百万韓国ウォン（予定）
- ⑥ 決算期 12月末日
- ⑦ 出資比率 当社35% SK Materials Co., Ltd.65%

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年3月15日

株式会社 トリケミカル研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 力夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 正広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリケミカル研究所の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月22日

株式会社トリケミカル研究所 監査役会

常勤監査役 木 曾 幸 一 ㊟

社外監査役 梅 澤 宣 喜 ㊟

社外監査役 萩 原 道 明 ㊟

社外監査役 太 田 周 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のために内部留保の充実を考慮しつつ、当面は安定配当を指向しながら、将来的には業績動向並びに配当性向等を総合的に勘案して株主への利益還元を行っていく方針であります。

このような方針の下、当期の期末配当については、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及び総額
当社普通株式1株につき16円 総額124,993,392円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年4月28日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。なお、当該定款の一部変更につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>③ 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>④ 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後、最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

社外取締役1名を含む取締役2名を増員することとし、選任をお願いするものであります。なお、選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ おおすぎ ひろのぶ 大杉 宏信 (昭和47年8月13日生)	平成7年4月 当社入社 平成18年4月 当社製造部長 平成29年2月 当社製造・生産技術統括部長(現任)	28,500株
2	※ おおた しゅうじ 太田 周二 (昭和26年12月16日生)	昭和50年4月 昭和監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入所 平成12年7月 同 シニアパートナー 平成25年7月 太田周二公認会計士事務所 所長 (現任) 平成26年4月 当社監査役(現任) 平成27年5月 プライムデリカ(株) 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 太田周二公認会計士事務所 所長	200株

- (注) 1 ※の候補者は新任候補者であります。
 2 各取締役候補者と当社間に特別の利害関係はございません。
 3 太田周二氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の社外監査役であります。本議案が可決された場合、本総会終結の時をもって社外監査役を辞任により退任致します。また、同氏が選任された場合、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4 太田周二氏につきましては、社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験等を、社外取締役として当社の経営に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。
 5 太田周二氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 6 太田周二氏が選任された場合、当社と同氏との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、中川政和氏は、監査役木曾幸一氏の補欠としての監査役候補者であり、坂倉宏次氏は、社外監査役梅澤宣喜氏及び社外監査役萩原道明氏の補欠としての社外監査役候補者であります。また、本決議の効力は次期定期株主総会開催の時までとします。

なお、本議案につきましては予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	なかがわ まさかず 中川 政和 (昭和38年6月20日生)	昭和61年4月 当社入社 平成13年2月 当社品質管理部長 平成23年2月 当社原価計算課長(現任)	13,000株
2	さかくら こうじ 坂倉 宏次 (昭和40年3月13日生)	平成4年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成16年8月 公認会計士坂倉事務所所長(現任) 平成17年1月 税理士登録	一株

- (注) 1 各補欠監査役候補者と当社間に特別の利害関係はございません。
- 2 坂倉宏次氏は補欠の社外監査役の候補者であります。当社は同氏が社外監査役として就任された場合には、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 3 坂倉宏次氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由につきましては、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する深い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- 4 候補者坂倉宏次氏が社外監査役に就任された場合は、当社との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 京王プラザホテル八王子 4階 「宴の間」
〒192-0083 東京都八王子市旭町14番1号
TEL 042-656-3111 (代)



交通のご案内 ● J R 八王子駅北口前
● 京王線京王八王子駅下車徒歩約6分

(お願い) 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので
お車でのご来場はご遠慮願います。